

岩手県告示第495号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成30年6月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
特定非営利活動法人 花巻イキイキ・わく わく・クラブ	花巻市一日市 2番5号	花巻市上諏訪 407番地	まちなかデイ	花巻市一日市 2番5号	花巻市上諏訪 407番地	平成23年4月18日
株式会社福老	花巻市二枚橋 第3地割325 番地2	花巻市桜台二 丁目24番30号	デイサービスふく ろうの里	花巻市二枚橋 第3地割325 番地2	花巻市桜台二 丁目24番30号	平成27年8月1日

2 介護予防通所介護

介護予防事業者			介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
特定非営利活動法人 花巻イキイキ・わく わく・クラブ	花巻市一日市 2番5号	花巻市上諏訪 407番地	まちなかデイ	花巻市一日市 2番5号	花巻市上諏訪 407番地	平成23年4月18日
株式会社福老	花巻市二枚橋 第3地割325 番地2	花巻市桜台二 丁目24番30号	デイサービスふく ろうの里	花巻市二枚橋 第3地割325 番地2	花巻市桜台二 丁目24番30号	平成27年8月1日